

奈良県告示第三百十二号

大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を変更するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

令和七年十一月二十八日

奈良県知事 山下 真

一 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分

二 変更に係る都市計画を定める土地の区域

磯城郡川西町大字結崎の一部

三 都市計画の案の縦覧場所

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局県土利用政策課及び川西町まちづくり推進課

四 縦覧期間

令和七年十二月二日から同月十六日まで

五 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事宛とし、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局県土利用政策課に令和七年十二月十六日までに必着するよう提出すること。